



# 国民健康保険課からのお知らせ

**平成25年度の国民健康保険税の納付が7月から始まります。**

平成25年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬にお送りします。最寄りの金融機関やコンビニ、うるま市役所国民健康保険課窓口で納めてください。

※①月末が土日祝祭日の場合は金融機関等の翌営業日が納期限となるため月に2度納期限が設定される月があります。

※②口座振替の場合は平成25年12月25日が第6期の振替日です。

## 平成25年度国民健康保険税の納期限

1期	平成25年7月31日
2期	平成25年9月2日※①
3期	平成25年9月30日
4期	平成25年10月31日
5期	平成25年12月2日
6期	平成26年1月6日※①※②
7期	平成26年1月31日
8期	平成26年2月28日

**国民健康保険税の納付は口座振替がおすすです。**

口座振替にすると納め忘れの心配がありません。また、一度手続きをすれば翌年度からも自動的に継続されます。

**【手続き方法】** 預金通帳、通帳届出印、国民健康保険税の納付書を持参し国民健康保険課窓口、または金融機関窓口で手続きをしてください。

**どうしても納付が困難なときは…**

そのままにせずお早めに国民健康保険課窓口までご相談ください。分割納付のご相談や、申請によって受けられる減免制度等があります。

## 申請により受けられる制度

### ① 減免制度

失業や営業不振、病気や災害等により著しく所得が減少した場合、所得割が減免される制度があります。該当すると思われる方は**2月末日までに**申請してください。

### ② 非自発的失業者にかかる軽減措置

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国民健康保険税を軽減する制度があります。雇用保険受給者証をご持参の上、申請してください。

## 所得の申告について

国民健康保険税では申告等に基づき所得の判定を行っています。申告等がない場合適切な課税がされないばかりでなく、軽減・減免等を受けることができません。また高額療養費支給の際、上位所得者（所得の多い世帯）とみなされるため、払い戻しが受けられないことがあります。申告がまだお済みでない方はお早めに市民税課等でお手続きください。

## 特定（継続）世帯による国保税の軽減措置（平等割）

世帯主もしくは世帯員が後期高齢者医療制度に移行したことにより国民健康保険加入者が1人となった場合、平等割りが軽減されます（従来は最大5年間の適用でしたが、25年度から制度改正により最大8年間に期間が延長され、下記のとおり軽減率になりました）。

○移行後最初の5年間↓1/2分を軽減（特定世帯）

○移行後6年目～8年目↓1/4分を軽減（新制度・特定継続世帯）

※医療分・後期支援分の平等割額が対象となります。

## 事業係よりお知らせ

平成25年度特定健診の案内

病気の予防や早期発見・早期治療のため、是非健診を受けましょう。健診日程表は特定健診受診券と同封して送付しましたが、今月は8月に各地区にて行われる集団健診の場所や日程を掲載します。なお、**集団健診受診の際には①被保険者証、②特定健診受診券（後期高齢者は長寿健診受診券）、③がん検診のハガキをご持参ください。**

**【受付時間】** 午前8時半～午前11時まで（8月12日は13時30分～14時30分も受付）

**【対象】** 40歳以上の国保加入者および後期高齢医療保険加入者

**【申込方法】** 当日受付

## （平成25年8月・集団健診日程表）

日程	場所
8月2日 (金)	健康福祉センターうるみん3F
8月5日 (月)	健康福祉センターうるみん3F
8月12日 (月)	健康福祉センターうるみん3F
8月14日 (水)	南風原公民館
8月16日 (金)	上平良川公民館
8月25日 (日)	健康福祉センターうるみん3F
8月28日 (水)	健康福祉センターうるみん3F
8月29日 (木)	健康福祉センターうるみん3F

お問い合わせ先：国民健康保険課 ☎973-3202